

本市の緊急消防援助隊について

1 制度の概要

緊急消防援助隊は、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に発足。

消防組織法及び関連要綱等に基づき、消火、救助、救急等の隊に区分され、災害の種類・態様に応じて出動できるよう、隊の種別ごとに全国の消防本部が登録。

(1) 本市の登録隊（平成29年4月1日現在）

ア 登録車両台数39台（消防ヘリコプター1機、消防艇1艇を含む）

イ 登録隊、41隊、175人

(2) 出動体制

ア 事前計画に基づく出動

最大震度6弱（政令市等は5強）以上の地震が発生した場合

イ 要請に基づく出動

上記以外の災害で、災害発生都道府県知事等の応援要請による場合

(3) 緊急消防援助隊訓練

毎年度、全国6ブロックで合同訓練を実施。

5年ごとに全国規模の合同訓練を実施。

2 過去の出動実績

東日本大震災において「福岡県・緊急消防援助隊」として出動し、被災地で救助活動や捜索活動等を実施。

(1) 消防航空隊の派遣状況

ア 派遣期間

平成23年3月12日（土）～3月22日（火） 11日間

イ 派遣人員等

消防ヘリコプター1機、1隊8人

ウ 主な活動

岩手県及び宮城県において、行方不明者の捜索、孤立地帯の調査、救急搬送、医師団の搬送、被害調査、物資搬送を実施。

(2) 消防隊の派遣状況

ア 派遣期間

平成23年3月14日（月）～3月21日（月） 8日間

イ 派遣人員等

消防車両5台、5隊18人

ウ 主な活動

宮城県において、人命救助活動及び行方不明者の捜索活動を実施。

3 平成28年熊本地震での派遣状況

(1) 派遣期間

平成28年4月14日(木)～4月27日(水) 14日間

(2) 派遣人員等

延べ36隊、160人

(3) 主な活動

ア 第一次派遣隊 4月14日(木)～4月17日(日)

被害が大きかった益城町を中心に活動を実施。

16日には、益城町役場付近の倒壊家屋内から2人を救出。

イ 第二次派遣隊 4月17日(日)～4月20日(水)

熊本市、益城町及び宇土市で活動を実施。

18日には、熊本市南区で倒壊家屋付近の住民に対する避難誘導。

ウ 第三次派遣隊 4月20日(水)～4月23日(土)

熊本市及び南阿蘇村で活動を実施。

特に、南阿蘇村付近の土砂災害現場を中心に人命検索活動を実施。

エ 第四次派遣隊 4月23日(土)～4月26日(火)

南阿蘇村で活動を実施。

25日には、南阿蘇村付近の土砂災害現場から1人を救出。

オ 第五次派遣隊 4月26日(火)～4月27日(水)

26日に緊急消防援助隊の引き揚げが決定し、27日に現地を引き揚げ。

カ 消防航空隊 4月16日(土)～4月20日(水)

1隊5人を派遣し、熊本空港で消防ヘリコプター等の運航調整業務を担当。

52件の出動調整を実施。

4 平成28年熊本地震の経験を踏まえた今後の取り組み

(1) 本市が被災した場合の他都市からの緊急消防援助隊受け入れ

・応援隊の宿営場所の拡充や消防ヘリコプター運航調整員の確保。

(2) 大規模災害対策用資器材等の計画的な整備

・あらゆる災害に対応した救助資器材や自己完結型支援に必要な資器材の整備。

(3) その他

・災害対応力強化に向けた様々な実戦的訓練の継続。